



3 1 人 第 3 8 1 号

令和元年10月21日

愛知県特別職報酬等審議会

会 長 山 岸 敬 子 殿

愛知県知事 大 村 秀 章

知事及び副知事の給料の額について（諮問）

知事及び副知事の給料の額について、別記のとおり改定することとしたため、愛知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

別 記

一般職の給与について、令和元年10月9日に出された愛知県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、令和2年4月から地域手当の支給割合を引き下げ、地域手当の引下げ分に応じて給料表を改定する（引き上げる）とされたことを勘案し、職員の例により地域手当が支給される知事及び副知事の給料の月額について、次のように改める。

1 改定内容について

知事及び副知事の給料の月額については、次のとおりとする。

区 分	知 事	副知事
現 行 額 (A)	1,354,000円	1,073,000円
改定後の額 (B) 〔千円未満四捨五入〕	1,379,000円	1,093,000円
引上げ額 (B - A)	+25,000円	+20,000円
改 定 率	+1.85%	+1.86%

なお、県議会議員の議員報酬については、地域手当が支給されないことから、改定しない。

2 改定時期について

令和2年4月1日とする。